

■愛知県営鳴海住宅PFI方式整備事業 実施方針に関する意見・提案

No	該当箇所							意見・提案内容等	公表の承認
	頁	数字	(数字)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
1	10	2	(4)	イ	(ア)	b		本事業はWTOの対象にはならないが、PFI事業であるため、その主旨に則った適切な資格要件の設定をお願いしたい。「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン(内閣府)」等では、意欲ある民間事業者の参加を制限しないための資格要件の適切な設定が求められている。一方、本件では設計及び工事監理にあたる企業の資格要件が愛知県内に本店がある企業に制限されるため、県外企業が参加できない。bの要件を削除し、民間の幅広い能力・ノウハウを提案できるようにして頂きたい。	○
2	10	2	(4)	イ	(ア)	b		設計業務にあたる企業について、本店の所在地が愛知県内に登録されていること、とありますが、建設業務にあたる企業と同様に、営業所の所在地が愛知県内にあれば参加可能となるようにご検討下さいますようお願いいたします。	○
3	11	2	(4)	イ	(ウ)	b		工事監理業務にあたる企業について、本店の所在地が愛知県内に登録されていること、とありますが、建設業務にあたる企業と同様に、営業所の所在地が愛知県内にあれば参加可能となるようにご検討下さいますようお願いいたします。	○
4	18	4	(6)	ア	(イ)			住戸は将来における入居者の生活形態変更に伴う間取り変更や住戸数変更に対応できるものがあるが、貴県の標準設計に基づく住戸プランをベースにした改善提案を求めているのか、新たな住戸プランを求めているのかを明確にして頂きたい。また、貴県の現在の標準設計に対する評価・課題等についてご教示ください。	○
5								マスタープランをご開示頂けるのはいつごろでしょうか。	○
6								地形がわかる資料があれば開示願います。	○